



新潟県報

発行 新潟県

第 13 号

令和7年2月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 137 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 138 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 139 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 140 公共測量の終了通知（監理課）
- 141 道路の区域変更（道路管理課）
- 142 道路の供用開始（道路管理課）
- 143 道路の区域変更（道路管理課）
- 144 道路の供用開始（道路管理課）
- 145 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 特定施設の新設（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 3 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 4 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 5 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 6 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 7 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 8 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 9 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 10 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 11 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第137号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和7年2月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新潟市秋葉区蒲ヶ沢字中谷内1318番	田	1,983
新潟市秋葉区蒲ヶ沢字中谷内1483番3	田	366

新潟市秋葉区蒲ヶ沢字中谷内1486番1	田	631
---------------------	---	-----

- 2 申請に係る農地の利用の状況
土地の名義人は、既に死亡している。配偶者と子は、いない。
これらのことから、このままでは、対象農地が耕作されずに遊休化する可能性が高い。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年5月	5年	13,330 円

- 5 意見書の提出
この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項
- (2) 提出期限
令和7年3月4日
- (3) 提出先
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法
上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営行寺地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年2月19日から令和7年3月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年2月18日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市大字高津335番地2 橋本 玲子

〃 上越市三和区野3343番地 鈴木 澄子

就任年月日 令和7年2月4日

◎新潟県告示第140号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年8月19日から令和7年1月15日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市羽茂上山田、羽茂本郷 地内

◎新潟県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字結束子967番1から	新	9.4～38.8メートル	590.2メートル
同郡同町大字結束子940番1まで	旧	5.6～37.8メートル	593.5メートル

◎新潟県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間

中魚沼郡津南町大字結束子967番1から同郡同町大字結束子940番1まで

3 供用開始の期日 令和7年2月18日

◎新潟県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮ニッ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市伊達字江尻己1578番1から	新	8.3～55.8メートル	79.0メートル
同市伊達字作道下己1581番まで	旧	3.6～56.0メートル	79.6メートル

◎新潟県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新宮ニッ屋線
- 2 供用開始の区間
十日町市伊達字江尻己1578番1から同市伊達字作道下己1581番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月18日

◎新潟県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 湯沢都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・14号宮林岩原線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業施行期間
平成30年7月27日から令和10年3月31日まで
- 5 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオ 他7者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者変更）に関する届出
公告日 令和6年9月20日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和7年2月18日から令和7年3月18日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 富士屋スクエア
所在地 上越市大字土橋2283番地 外
設置者 有限会社マルコ富士屋商店
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和6年9月20日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和7年2月18日から令和7年3月18日まで

特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和7年2月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(1) 名 称 ・大和ハウス工業株式会社

・ほか2者

(2) 住 所 ・大阪市北区梅田三丁目3番5号

・ほか2者

(3) 代表者の氏名 ・代表取締役 芳井 敬一

・ほか2者

2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(1) 名 称 未定

(2) 住 所 未定

(3) 代表者の氏名 未定

3 特定施設の名称

(仮称) 鳥屋野潟南部交流拡大エリア

4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

(1) 所在地 新潟市中央区大字長潟字新田前410番1 外178筆

(2) 敷地の面積 168,800平方メートル

5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

(1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日

令和7年8月(予定)

(2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

令和9年4月(予定)

6 特定施設の新設をする日

令和10年4月(予定)

7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計

(1) 特定施設の床面積の合計

55,043平方メートル

(2) 特定施設の店舗面積の合計

47,481.9平方メートル

8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域

(1) 特定施設の集客予定数

1日当たり約56,000人

(2) 特定施設の集客を予定している区域

新潟県全域

9 届出年月日

令和7年1月31日

10 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能)

11 縦覧期間

令和7年2月18日から令和7年5月18日まで

12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先

産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和7年度病棟周辺整理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年2月18日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

新潟県立妙高病院 令和7年度病棟周辺整理業務委託 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(4) 履行場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 50床以上の病床数を有する病院の当該業務と類似する業務を、平成31年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本入札に係る入札説明書の交付を受けて、後記4(1)に定める書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和7年3月3日（月）午後4時までに、入札説明書に定める書類を持参又は郵送、メールしなければならない。ただし、郵送による場合には、期間内までに必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法によるものとする。メールによる場合は、入札説明書に定めるアドレス・方法で、期間

内までに必着させること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は前記3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和7年3月7日(金) 午前11時00分

新潟県立妙高病院 会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格を証明する書類を作成し、前記4(1)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

本件に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和7年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件委託業務の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所 の所在地	届出年月日
自由民主党新潟県小千谷市第一支部	大矢弘光	本田和憲	新潟県小千谷市平沢2丁目23-1	R6. 11. 12

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あべ順三後援会	阿部順三	阿部祥子	新潟県阿賀野市中島町3-10	R6. 09. 25
自分上手	堀哲子	堀哲子	新潟県新潟市江南区早通6-5-12	R6. 09. 19
はなずみ英世糸魚川後援会	高瀬吉洋	永江善昭	新潟県糸魚川市寺町2丁目8-16 奴奈川 経済懇話会内	R6. 11. 14

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党新潟県連合	長部登	代表者の氏名	長部登	小山芳元	R6. 11. 23
自由民主党小千谷支部	吉原正幸	主たる事務所の所在地	新潟県小千谷市平沢2丁目23-1	新潟県小千谷市土川1-4-11	R6. 11. 01
自由民主党新潟支部	佐藤信秋	代表者の氏名	佐藤信秋	塚田一郎	R6. 11. 24
自由民主党妙高支部	水嶋茂	代表者の氏名	水嶋茂	関根正明	R6. 11. 01
自由民主党新潟県港運支部	鈴鹿尚道	会計責任者の氏名	鈴木俊一	早川恒夫	R6. 01. 23
自由民主党新潟県郵政政治連盟支部	木透一寿	代表者の氏名 会計責任者の氏名	木透一寿 森裕之	青木進 白杵康博	R6. 11. 07 R6. 11. 07
自由民主党新潟県バス支部	星野佳人	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区万代1丁目6番1号万代シティバスセンタービル3階	新潟県新潟市中央区万代1-6-1 新潟交通(株)本社ビル内	R6. 10. 28
自由民主党荒川支部	石山章	主たる事務所の所在地	新潟県村上市佐々木868-1(株)日本建機内	新潟県村上市大字海老江1745	R6. 11. 13

自由民主党 山古志支部	代表者の氏名 関正史	石山章	小林重平	R6. 11. 13
自由民主党 朝日支部	会計責任者の 氏名 横井昌平	青木充	小川六一	R6. 07. 25
自由民主党 新潟県第一 選挙区支部	主たる事務所 の所在地 代表者の氏名 横井昌平 会計責任者の 氏名 石山肇	新潟県村上市下新 保1464	新潟県村上市猿沢 2680 鈴木源左衛門 石川祐也	R6. 05. 25 R5. 07. 01 R6. 09. 01

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
相宗会	相澤宗一	主たる事務所の所在地	新潟県柏崎市三和町7-48-4	新潟県柏崎市比角1-6-12	R6. 10. 01
愛する長岡の未来の会 イチロー会	高橋宏幸 渡辺惇夫	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	新潟県長岡市弓町2丁目2-29 石山肇	新潟県長岡市笹崎1丁目3-24 石川祐也	R6. 11. 05 R6. 09. 01
大矢ひろみつ後援会	大矢弘光	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	新潟県小千谷市平沢2丁目23-1 富井ゆかり	新潟県小千谷市片貝町4977番地 宮島幸夫	R6. 11. 20 R6. 11. 20
幸福実現党 佐渡後援会	薄井剛	代表者の氏名 会計責任者の氏名	薄井剛 薄井剛	清野山陽介 清野山陽介	R6. 09. 01 R6. 09. 01
新政経調査会	佐藤和基	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区一日市1018-3	新潟県新潟市東区一日市1018	R6. 01. 26
田中ともゆき後援会	大野弘行	代表者の氏名 会計責任者の氏名	大野弘行 田中直美	田中真佐人 吉田哲也	R6. 04. 01 R6. 04. 01
塚田一郎後援会	塚田一郎	会計責任者の氏名	石山肇	石川祐也	R6. 09. 01
電機連合新潟政治活動委員会	永井研	代表者の氏名 会計責任者の氏名	永井研 能登祐樹	山崎雅彦 泉正幸	R6. 09. 07 R6. 09. 27
長岡☆未来への架け橋の会	高橋宏幸	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市弓町2丁目2-29	新潟県長岡市笹崎1丁目3-24	R6. 11. 05
中村まい後援会	中村真衣	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	R6. 11. 22
		主たる事務所の所在地 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第	新潟県新潟市中央区新光町15-5 中村真衣、参議院議員	新潟県長岡市宮栄1-6-18	R6. 11. 20 R6. 11. 22

新潟県税理士政治連盟	池淳一	2号) 主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区古町通七番町1010番地古町ルフル9階	新潟県新潟市中央区営所通2番町692-36	R6. 10. 15
新潟市医師連盟	岡田潔	代表者の氏名	岡田潔	浦野正美	R6. 06. 28
新潟県宅建政治連盟	宮島多佳子	代表者の氏名	宮島多佳子	石井政治	R6. 05. 29
新潟政経フォーラム	和田晋弥	会計責任者の氏名	石山肇	石川祐也	R6. 09. 01
東村りえこ後援会	野本一郎	会計責任者の氏名	竹原孝之	須藤美都子	R6. 12. 01
布施まなぶ後援会	布施学	会計責任者の氏名	布施多喜子	布施賢一	R6. 09. 01
細田健一後援会	細川哲夫	主たる事務所の所在地	新潟県燕市殿島2丁目7091番地2	新潟県燕市井土巻4丁目21番地	R6. 12. 05

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県港運支部	鈴鹿尚道	R6. 10. 01

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
黒岩ようこう後援会	黒岩揺光	R6. 08. 28
小林則幸と町政を語る会	日浦寛治	R6. 09. 07
国際市民会議	田邊明	R5. 07. 26
なおの会	小林新悦	R5. 03. 31
能生町修友会	中村康司	R6. 10. 07
皆川誠後援会	皆川誠	R6. 03. 31
安武秀敏後援会	山田茂孝	R6. 11. 23
山口こうい後援会	荒木勝志	R6. 10. 06

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和3年分 (単位 円)

[その他の団体]

黒岩ようこう後援会

報告年月日 06.08.28

1 収入総額 0

2 支出総額 0

令和4年分

[その他の団体]

黒岩ようこう後援会

報告年月日 06.08.28

1 収入総額 0

2 支出総額 0

国際市民会議

報告年月日 06.07.26

1 収入総額 0

2 支出総額 0

なおの会

報告年月日 06.03.29

1 収入総額 0

2 支出総額 0

令和5年分

[その他の団体]

国際市民会議

報告年月日 06.07.26(05.07.26解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

なおの会

報告年月日 06.03.29(05.03.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

高橋宏幸 愛する長岡の未来の会 主たる事務所の所在地 新潟県長岡市弓町2丁目2-29 新潟県長岡市笹崎1丁目3-24 R06. 11. 05

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年1月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第40号の一部を次のとおり改める。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

訂正報告年月日 令和6年12月20日

政治団体の名称 自由民主党新潟県ふるさと振興支部

(報告年月日 令和2年12月7日)中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	5,071,861	4,350,011
本年收入額	5,071,861	4,350,011
2 支出総額	5,071,861	4,350,011
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(651人) 721,850	
4 支出の内訳		
政治活動費	5,063,611	4,341,761
寄附・交付金	5,063,611	4,341,761

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年11月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第92号の一部を次のとおり改める。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

訂正報告年月日 令和6年12月23日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第一選挙区支部

(報告年月日 令和3年3月2日)中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	2,750,000	3,530,750
本年收入額	2,750,000	3,530,750
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費		(605人) 780,750

訂正報告年月日 令和6年12月23日

政治団体の名称 塚田一郎後援会

(報告年月日 令和3年5月6日)中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	60,537,422	59,815,572
本年收入額	24,278,593	23,556,743
3 本年收入の内訳		
寄附	10,063,611	9,341,761
政治団体分	10,063,611	9,341,761
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部		4,341,761 新潟市中央区

自由民主党新潟県ふるさと振興支部	5,063,611 新潟市中央区
------------------	------------------

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年11月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第110号の一部を次のとおり改める。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

訂正報告年月日 令和6年12月5日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第六選挙区支部

(報告年月日 令和4年3月31日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
4 支出の内訳		
選挙関係費	10,000,000	
寄附・交付金	4,645,380	14,645,380

訂正報告年月日 令和6年9月30日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第三選挙区支部

(報告年月日 令和4年5月30日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	60,899,710	60,899,720
4 支出の内訳		
経常経費	32,811,161	32,811,171
備品・消耗品費	8,320,526	8,320,536

訂正報告年月日 令和6年12月23日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第一選挙区支部

(報告年月日 令和4年3月1日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	42,289,036	43,069,786
前年繰越額	252,400	1,033,150

訂正報告年月日 令和6年11月14日

政治団体の名称 高鳥修一後援会

(報告年月日 令和4年5月10日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	15,169,524	15,352,075
本年收入額	14,787,451	14,970,002
2 支出総額	14,782,401	14,964,952
3 本年收入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	10,757,449	10,940,000
たかとり修一君を励ます会	10,757,449	10,940,000
4 支出の内訳		
政治活動費	11,571,512	11,754,063
機関紙誌の発行その他の事業費	2,415,141	2,597,692
政治資金パーティー開催事業費	2,250,306	2,432,857
6 特定パーティーの概要		
たかとり修一君を励ます会	10,757,449	10,940,000

訂正報告年月日 令和6年12月23日

政治団体の名称 塚田一郎後援会
 (報告年月日 令和4年4月25日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	47,221,906	46,500,056
前年繰越額	39,075,130	38,353,280

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和5年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第108号の一部を次のとおり改める。

令和7年2月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

訂正報告年月日 令和6年9月30日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第三選挙区支部

(報告年月日 令和5年5月30日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	48,191,720	48,191,710
前年繰越額	3,585,493	3,585,483

訂正報告年月日 令和6年12月23日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第一選挙区支部

(報告年月日 令和5年3月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	22,398,048	23,178,798
前年繰越額	3,798,855	4,579,605

訂正報告年月日 令和6年12月23日

政治団体の名称 塚田一郎後援会

(報告年月日 令和5年3月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	44,052,214	43,330,364
前年繰越額	33,845,473	33,123,623